

別紙. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先21～25

提供先21	市町村長
①法令上の根拠	主務省令 第2条 表 項107
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令第109条で定めるもの
③提供する情報	年金給付関係情報であって主務省令第109条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[ 100万人以上1,000万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1万人未満                      2) 1万人以上10万人未満                      3) 10万人以上100万人未満                      4) 100万人以上1,000万人未満                      5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度
提供先22	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	主務省令 第2条 表 項116
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令第118条で定めるもの
③提供する情報	年金給付関係情報であって主務省令第118条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[ 100万人以上1,000万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;                      1) 1万人未満                      2) 1万人以上10万人未満                      3) 10万人以上100万人未満                      4) 100万人以上1,000万人未満                      5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度





<b>提供先27</b>	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	主務省令 第2条 表 項140
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令第142条で定めるもの
③提供する情報	年金給付関係情報又は平成十三年統合法による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第142条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 100万人以上1,000万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度
<b>提供先28</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	主務省令 第2条 表 項141
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令第143条で定めるもの
③提供する情報	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第143条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p> <p>[ 100万人以上1,000万人未満 ]</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度



提供先31～35	
提供先31	厚生労働大臣
①法令上の根拠	主務省令 第2条 表 項152
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令第154条で定めるもの
③提供する情報	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令第154条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 100万人以上1,000万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度
提供先32	都道府県知事
①法令上の根拠	主務省令 第2条 表 項158
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令第160条で定めるもの
③提供する情報	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令第160条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[ 100万人以上1,000万人未満 ]</div> <div style="width: 45%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人番号を有する年金受給権者、組合員等 ※全構成組合を合計した件数
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム  <input type="checkbox"/> 電子メール  <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ  <input type="checkbox"/> その他 ( )         </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線  <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  <input type="checkbox"/> 紙         </div> </div>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて情報提供の求めを受けた都度

